



市議会だより

平成22年 8月1日

発行：三重県亀山市議会
 編集：市議会だより編集委員会
 三重県亀山市本丸町577
 ☎(0595) 84-5059

E-mail:gikai-city.kameyama@ztv.ne.jp
 URL <http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>



西野公園プール

議会の主な動き

◆ 4月 ◆

- 6日 会派代表者会議
- 7日 北海道室蘭市議会視察来庁(環境行政)
広島県呉市議会視察来庁(議会改革・
議会基本条例)
- 13日 北勢5市市長・正副議長懇談会
公営企業経営問題特別委員会
- 14日 日中友好促進三重県市議会議員連盟役
員会
- 16日 議会のあり方等検討特別委員会
総務委員会協議会
- 20日 会派代表者会議
全員協議会
公営企業経営問題特別委員会
政治倫理委員会
- 22日 産業建設委員会行政視察(22日・23日)
総務委員会行政視察(22日・23日)
東海市議会議長会総会
- 26日 教育民生委員会行政視察(26日・27日・
28日)

◆ 5月 ◆

- 10日 会派代表者会議
公営企業経営問題特別委員会
和歌山県新宮市議会視察来
庁(議会のあり方等検討特
別委員会の取り組み)
- 11日 産業建設委員会協議会
- 12日 埼玉県越谷市議会視察来庁
(事業仕分け)
- 13日 総務委員会協議会
全国自治体病院経営都市議
会協議会
- 14日 教育民生委員会協議会
- 17日 政治倫理委員会
- 18日 議会運営委員会行政視察
(18・19日)
- 19日 徳島県阿南市議会視察来庁
(地域づくり支援事業)
- 20日 全員協議会
議会運営委員会
- 21日 三重県市議会議長会総会
- 26日 全国市議会議長会定期総会
公営企業経営問題特別委員会
- 27日

- 28日 三泗鈴亀農業共済事務組合
議会臨時会

- 31日 議会運営委員会
政治倫理委員会
会派代表者会議

◆ 6月 ◆

- 3日 議会のあり方等検討特別委
員会
- 7日 6月定例会開会
全員協議会
- 14日 公営企業経営問題特別委員会
- 16日 議案質疑
議会運営委員会
- 17日 一般質問
- 18日 一般質問
- 21日 産業建設委員会
政治倫理委員会
- 22日 教育民生委員会
- 23日 総務委員会
- 25日 6月定例会閉会
議会運営委員会
- 29日 鈴鹿亀山地区広域連合議会
臨時会

平成22年6月定例会は、6月7日に招集され、25日までの19日間の会期で開催しました。開会日には、市政及び教育行政の報告を受けた後、議案9件、報告14件が上程されました。

また、16日に追加議案として1件が上程され、16日には各議案に対する質疑が、17日、18日には市政に関する一般質問を行い、その後各常任委員会へ議案の審査を付託しました。

25日の最終日には、各委員会へ付託していた議案を採決の結果、原案のとおり可決、了承することに決しました。またその後、議員提出議案5件が上程されいずれも可決されました。

■ ■ ■ ■ ■ 6月定例会議案一覧 ■ ■ ■ ■ ■

◆条例の制定・改正

議案第35号 亀山市景観条例の制定について

(可決)

景観法に基づく景観行政団体となり、市民・事業者・市が一体となって魅力的な景観づくりを推進し、愛着と誇りをもって暮らせるまちづくりの実現を目指すための条例を制定する。

議案第36号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

(可決)

平成21年8月に人事院から公務員人事管理に関し、育児又は介護を行う職員の両立支援の推進についての報告が行われ、これに関連する人事院規則の一部改正が平成22年6月30日に施行される。この改正により、市の職員についても国に準じた取扱いとするため、本条例に関連する事項について所要の改正を行う。

議案第37号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(可決)

平成21年8月の人事院の国会及び内閣に対する意見の申出にかんがみ、国家公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、同法の改正の中で地方公務員の育児休業等に関する法律についても一部改正が行われ、平成22年6月30日に施行される。この改正により、本条例に関連する事項について所要の改正を行う。

議案第38号 亀山市税条例の一部改正について

(可決)

平成22年3月31日公布の地方税法の一部改正に伴い、本条例に関連する事項について、所要の改正を行う。

議案第39号 亀山市火災予防条例の一部改正について

(可決)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正が行われたことにより、本市においても火を使用する燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準を定める条項に、固体酸化物型燃料電池による発電設備を新たに加えるため、所要の改正を行う。

◆平成21年度補正予算

議案第40号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

(可決)

議案第41号 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

(可決)

◆その他

議案第42号 工事請負契約の締結について

(可決)

亀山市立亀山東幼稚園園舎改築工事に係る建築工事について、平成22年5月21日付けで仮契約をしたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

議案第43号 工事請負契約の変更について

(可決)

亀山市立関中学校校舎改築工事に係る建築工事について、平成22年5月17日付けで契約の変更について仮契約をしたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

議案第44号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

(可決)

児童扶養手当法の一部改正に伴い、児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める

議案の審議結果 (起立採決をとった議案について掲載)

※ ○印は賛成 ×印は反対 なお、議長水野雪男は採決に加わっておりません。

議席番号	1	2	3
議員名	豊田恵理	福沢美由紀	森美和子
議案名			
議案第40号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について	○	○	○
議案第42号 工事請負契約の締結について	○	×	○

政令の一部を改正する政令が平成22年6月2日に公布、8月1日に施行され、この改正に伴い、本条例に関連する事項について、所要の改正を行う。

◆報告

- 報告第5号 平成21年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について (了承)
報告第6号 平成21年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について (了承)
報告第7号 平成21年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について (了承)
報告第8号 平成21年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (了承)
報告第9号 平成21年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (了承)
報告第10号 平成21年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について (了承)
報告第11号 専決処分した事件の承認について (了承)

平成22年度地方税制改正において、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、関連する亀山市税条例の改正を、3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

- 報告第12号 専決処分した事件の承認について (了承)

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正が平成22年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、関連する亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の改正を、3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

- 報告第13号 専決処分した事件の承認について (了承)

平成22年度地方税制改正において、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、関連する亀山市都市計画税条例の改正を、3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

- 報告第14号 専決処分した事件の承認について (了承)

平成22年度地方税制改正において、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、関連する亀山市国民健康保険税条例の改正を、3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

- 報告第15号 専決処分した事件の承認について (了承)

雇用保険法等の一部を改正する法律において、国家公務員退職手当法が一部改正され、平成22年3月31日公布され、4月1日に施行されたことに伴い、市の職員についても国に準じた取扱いとするため、亀山市職員退職手当支給条例の改正を、3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

- 報告第16号 専決処分した事件の承認について (了承)

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律において、国民健康保険法が一部改正され、平成22年5月19日に公布され、同日に施行されたことに伴い、関連する亀山市国民健康保険条例の改正を、5月19日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

- 報告第17号 専決処分した事件の承認について (了承)

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布され、6月1日に施行されたことに伴い、関連する亀山市税条例の改正を、5月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	20	21	22
鈴木達夫	岡本公秀	伊藤彦太郎	前田耕一	中村嘉孝	宮崎勝郎	片岡武男	宮村和典	前田稔	服部孝規	小坂直親	松上孝	竹井道男	池田依子	大井捷夫	葛西豊	桜井清蔵	森淳之祐
○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○
○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○

報告第18号 専決処分した事件の承認について

(了承)

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布され、6月1日に施行されたことに伴い、関連する亀山市国民健康保険税条例の改正を、5月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

◆議員提出議案

議員提出議案第2号 亀山市議会基本条例の制定について

(可決)

地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会はこれまで以上に市民の声を把握し、信頼される議会運営に取り組んでいかなければならない。このため、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、開かれた議会、常に改革を推進する議会を実現するため本条例を制定する。

議員提出議案第3号 亀山市議会会議規則の一部改正について

(可決)

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）により、議会の実質的な審査を行う委員会も議案を提出することができるようになったこと、同法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）により、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるようになったことに伴い、本規則について所要の改正を行う。

議員提出議案第4号 亀山市議会委員会条例の一部改正について

(可決)

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）により、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、常任委員、議会運営委員及び特別委員を選任することができるようになったことに伴い、本条例について所要の改正を行うもの。また、より市民に身近な開かれた市議会を目指すことから、委員会の傍聴について、所要の改正を行う。

議員提出議案第5号 亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

(可決)

会派の構成人数が3人以上から2人以上に改められたことに伴い、本条例について所要の改正を行う。

議員提出議案第6号 亀山市議会議員政治倫理条例の制定について

(可決)

議員は、市民全体の代表者として高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感をもち、市民全体の代表者として更なる議員の倫理意識の向上及び確立に努め、もって健全で民主的な市政の発展に寄与することを目的として本条例を制定する。

議案質疑には8名の議員が質疑を行いました。内容は次のとおりです。
（質疑一覧中、太字の質疑について、質疑の要旨、答弁を掲載しています。）

服部 孝規《日本共産党議員団》

議案第42号

工事請負契約の締結について

- 1 入札の参加資格要件を「三重県経営事項評価・総合点が950点以上の者」とした理由と根拠は何か

議案第43号

工事請負契約の変更について

- 1 6,400万円もの契約変更だが、このうち約4,700万円はプール解体と跡地整備であり、契約の変更ではなく、追加工事として別途、入札すべきではないのか

問 亀山東幼稚園園舎改築工事の請負契約の締結について、これまでの指名競争入札から初めて一般競争入札を実施された。参加資格要件のうち、企業要件を三重県経営事項評価総合点が950点以上のものとした理由と根拠は何か。根拠となる基準がなく、今回の950点以上という参加資格の決め方が市の恣意的なものでないか。

昨年12月に入札契約制度改革の提言書がつくら

れ、一般競争入札には郵便競争入札をあわせて実施する必要があると明記されている。なぜ今回は郵便競争入札を実施しなかったのか伺う。

答 今回の工事規模から、市の請負指名競争参加選定基準を準用すると、市内業者は2社のみである。入札制度改革のプロジェクトチームからの提言より、隣接市の鈴鹿、津、四日市に本店を持つ企業を準市内業者と位置付け対象とした。市内2社の経営審査総合点が950点以上であったため、同等以上の経営実績を有する業者の参加が適当であると判断し、県総合評価点950点を採用した。

今回の一般競争入札は、予定価格を事前公表していない中、開札時に予定価格に達しない場合に再度、入札を行なう問題点、また、同額の場合は、くじ引き等の実施から、日程の順延が、技術者の拘束する状況もあり、今回は紙入札とした。

大井 捷夫《新和会》

議案第35号

亀山市景観条例の制定について

- 1 亀山市景観条例は、景観法に基づく景観行政団体になるための手続き上必要なものと解釈してよい。また規則の作成は同時に進行しているのか
- 2 亀山市が景観行政団体となるとどうなるのか
- 3 亀山市はどのような景観が特色となるのか
- 4 開発行為と建築基準法との関係はどうなるのか
- 5 亀山市としての景観計画の具体的施策について

議案第39号

亀山市火災予防条例の一部改正について

- 1 燃料電池発電設備の設置状況と具体的な適用範囲について
 - ・燃料電池発電設備の届出の実態について
 - ・燃料電池とは、どの様なもので、どの様な危険性があるのか
 - ・適用除外要件はどの時点で適用されるのか

問 亀山市景観条例制定について、この条例は平成17年に施行された景観法に基づく三重県景観条例と同等の内容で、景観行政団体になるための手続き上必要なものか確認する。また、本条例

を制定するに当たり、規則も並行して作成されていると思うが、その進捗状況はどうか。

どのような景観が特色あるものになるのか。景観計画は、現在作成中だと聞いているが、進捗状況及び今後の取り組みについて伺う。

答 現在、市内の景観形成は、県が三重県景観計画に基づき、建築物や工作物の新築等に伴う届け出審査を行っている。本条例は、三重県の同意を得て、亀山市が景観行政団体になり、亀山市景観計画を策定し、独自の景観形成を行っていくために手続き上必要となる。規則の制定は、現在、県と協議し、詳細を詰めており、具体的には軽微な変更や届け出を要しない行為等について、また他法令や県条例を準用する部分の精査等を行っている。

市の特徴は現在、策定委員会で亀山市景観計画の素案を取りまとめている。例えば鈴鹿の山並み、関宿や旧東海道沿道、また亀山城周辺といった歴史的な趣のある景観や、棚田等は、景観形成推進地区等に区分できればと考えている。これ以外にも、さまざまな景観要素があるので、景観計画策定の中で整理してまいりたい。

今後、景観形成推進の候補地では、地域懇談会等で地域の声も聞きながら、具体的な景観形成基準を引き続き検討する。

森 美和子《緑風公明クラブ》

議案第35号

亀山市景観条例の制定について

- 1 なぜこの条例が必要なのか
- 2 景観法に基づく景観行政団体になることによる制約と効果について
- 3 亀山市景観審議会の構成について

議案第40号

平成22年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第10款 教育費 ファミリー読書リレー推進事業について
- 2 第10款 教育費 児童・生徒等自立支援事業について
- 3 第10款 教育費 一般事業（一般コミュニティ助成事業助成金）について

問 教育費のファミリー読書リレー推進事業はどのような事業か。平成21年9月に7校1園で実施されたが、現在での効果を聞きたい。

今回の補正予算では、この事業費500万円が減額補正としているが、なぜ減額か。第2次実施計画には廃止となっているが、継続という話も聞く

が具体的にどのように継続するのか伺う。

答 ファミリー読書リレーは、学校における読書活動をさらに子どもの家族及び家族間へと広げていきたいと考え、平成21年度に国の「子ども読書の街づくり推進事業」に申請し認められた事業である。

国の委託金500万円で約2,500冊の児童用図書及びリーベックの購入と図書館協力員の配置を行い、毎週3冊から5冊の本を入れたバックを受け取り、家族で読書して、読んだ感想を書き、次の家族へ回すという読書リレーで、一つの幼稚園と七つの小学校約300家族に参加いただいた。アンケートでは、継続を望む声をたくさんいただき、子どもとともに読書を楽しんでいきたいと願う保護者が増え、今後の子どもたちの読書習慣の形成とコミュニケーション能力の向上、学力の向上にもつながることを期待している。

現在、約2,500冊の図書とバック一部を追加し、幼稚園年長児、全小学校1年生で約600家族になり、3冊に限定して継続していきたい。

松 上 孝《市民クラブ》

議案第35号

亀山市景観条例の制定について

- 1 条例制定の背景・目的について
- 2 景観行政団体の指定について
- 3 亀山市景観計画の策定について

4 各計画・条例との関連について

- ・都市マスタープランとの関連
- ・歴史的環境形成総合支援事業
- ・「東海道歴史文化回廊」保存・整備計画等

議案第36号

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 1 改正内容のうち、条例の制定・改廃の背景及び趣旨より
- ・育児のための早出・遅出の請求とその手続きについて
- ・時間外勤務をしないことを請求した場合で、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合とはについて
- ・上記改正による要員・予算の措置について

問 景観条例と都市マスタープランの中の景観形成に関する計画体系との関連は何か。

この体系図から歴史的環境形成総合支援事業は歴史まちづくり法に基づくと位置づけられているが、計画体系図によると、亀山市環境基本計画、歴史的風致維持向上計画「東海道歴史文化回廊保

存整備計画」、また亀山市観光振興ビジョンとそれぞれ並列で書かれており、個別法として扱うが、景観に関して窓口はたくさんある。そういう視点から、どのような位置づけであるのか。
また、東海道歴史文化回廊保存整備計画との関係を尋ねる。

答 亀山市都市マスタープランの景観まちづくりの方針の中で、今後策定する亀山市景観計画は、既に体系として位置づけている。都市マスタープランは、第1次亀山市総合計画の土地利用構想を具現化し、都市形成の基本的な方針と都市づくりに良好な景観形成は重要な観点である。

歴史まちづくり法の認定を受けた「亀山市歴史的風致維持向上計画」の重点区域内には、歴史的環境形成総合整備事業等の国の支援を受けて、歴史的景観に配慮し、良好な周辺環境を損なわない施設整備を行っている。窓口は、調整を図り支障のないよう努める。

東海道歴史文化回廊保存整備計画は、文化財の保存整備活用を進めるため、平成20年3月に策定した。文化財の保存整備を核として、その周辺を一体的に整備し、歴史的環境形成総合支援を活用しながら、今後は、景観条例等を活用して整備を進めていく。

伊藤 彦太郎《ぽぷら》

議案第43号

工事請負契約の変更について

- 1 関中学校校舎改築工事の変更理由について
 - ・掘削及び残土処分の増加について「支持地盤が想定より深く」とあるが想定と大幅な違いが生じた理由は何か
 - ・「景観法により、アルミ製サッシをアルマイドから黒に変更」とあるが、景観法のどの部分に抵触したのか。また、変更の必要性を初期の段階で気づかなかつたのか

議案第35号

亀山市景観条例の制定について

- 1 今回の関中改築工事のアルミサッシの変更は、本条例の主旨に合致するものなのか

議案第40号

平成22年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について

- 1 総務管理費 企画費「第1次総合計画・後期基本計画策定事業」について
 - ・前期の基本計画策定の額は
 - ・策定を外部委託する必要性があるのか

問 第1次総合計画・後期基本計画策定事業にかかる委託料が計上され、一体何を外部委託するのか。作成を外部委託する必要があるのか。

今回、後期基本計画の策定のためアンケート調査を実施するが、3月議会に平成21年度の亀山市総合計画市民アンケート調査報告書が提出されている。このアンケートの目的に、「後期基本計画の策定とか前期基本計画の施策の見直しに向け」とある。まさしく後期基本計画のためのアンケートであり重複しないのか。

答 後期基本計画は、市計画の上位に位置づけられ、基本構想の推進を図る重要かつ広範な計画である。限られた期間内でクオリティーの高い策定が求められている。計画策定に係る業務効率の向上、人件費の軽減、民間の技術やノウハウの活用等を図るべく外部委託するものである。委託内容は、市民アンケートの集計・分析を初め、前期基本計画施策の評価・課題の整理、計画骨子の作成、総合計画審議会等の記録、計画素案のリライティング等である。

昨年度実施したアンケートは、前期実施計画の総括、次のアクションプログラムへの意向調査である。広聴機能は重要で、市民の意向を今後の計画の中へ組み込んでいく作業の中で重要な要素である。

福沢 美由紀《日本共産党議員団》

議案第35号

亀山市景観条例の制定について

- 1 この条例の内容と、景観計画の中の位置付けについて

報告第14号

専決処分した事件の承認について

1 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- この条例の内容について
- この負担軽減策が必要な方にどのように周知するのか

問 専決処分した事件の承認について、国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、非自発的失業者への負担軽減措置であるが、その内容は。

雇用保険の受給者に限るとあるが、雇用保険を受けられていない、漏れている方についてどのようにするのか。また制度の周知方法をどのようにするのか伺う。

竹井 道男《市民クラブ》

議案第40号

平成22年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について

1 社会資本整備総合交付金事業について

- 事業の概要について

2 かめやましファミリー読書リレーについて

- 今回の廃止の理由について

• 事業の方向性が変わったのかについて

- 市単独事業として検討しなかったのかについて

問 かめやましファミリー読書リレーについて、補正予算案では、政府の事業仕分けによって国の予算がカットされ、その結果、廃止になるということであるが、今回なぜこの読書リレーが予算書上から廃止になっていくのか。

ファミリー読書リレーは学校図書館支援事業に組み入れた形で、継続をしていくような考え方になっている。事業規模は、当初よりは縮小されているが、今回の500万という予算がカットされる

答 改正内容は、65歳未満の国民健康保険加入者で、かつ雇用保険の受給資格証を持ち、解雇などにより職を失った方が対象で、前年の給与所得を100分の30とみなして税額を計算し、負担を軽減する。軽減期間は、離職日の翌日の属する年度から翌年度末までの期間である。なお、平成21年3月31日から平成22年3月30日までの間に離職された方は、22年度に限り保険税が軽減される。

雇用保険の受給資格を持たない方は、対象外であるが、市の条例の軽減制度で適用できるか確認し対応していきたい。

周知方法は、広報5月16日号で既に掲載し、ホームページや7月に発送する国民健康保険税納税通知書にもチラシを同封する予定である。

中で、教育委員会側が計画をされていた内容から後退してしまうのか。

2カ年の継続事業が1カ年しかできず、苦肉の策で新たな事業費をもって、名前は消え、その前に市の単独事業として継続の検討ができなかつたのかどうか。

答 平成21年度国のも読書の街づくり推進事業を財源として実施したが、昨年度の国の事業仕訳により事業を続けていく財源がなくなり、廃止とした。この事業は2年間継続できると聞いていたが、1年で廃止となったことから、文部科学省に出かけ復活要望をしたところ、学校図書館の有効な活用方法に関する調査・研究事業の計画書を提出し、少額であるが支援いただき継続できることになった。

本年度より市の図書館充実事業より、市内小・中学校の図書費を増額し、昨年度購入した約2,500冊の図書に加え、21年度の子どもたちの読書環境を整備する県単独事業で、図書1,100冊購入しており、これを利用すれば、市単独で予算化せず実施できると考えた。

議案第40号

平成22年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について

1 歳出 臨時雇賃金について

- ・総務費、総務管理費、一般管理費、秘書業務管理費
1,024千円
- ・総務費、総務管理費、行政情報化推進費、情報化推進事業
1,343千円
- ・総務費、総務管理費、災害対策費、災害対策事業
1,052千円
- ・総務費、総務管理費、企画費、緊急雇用創出事業臨時職員社会保険料等
129千円
- 臨時雇賃金
 合計
 917千円
 1,046千円

・農林水産業費、農林水産業費、農林水産業総務費、農林水産業一般事業
1,306千円

2 歳入 国庫支出金、国庫補助金、社会資本整備総合交付金とは何か

3 歳出 農林水産業費、農林水産業費、農地費、市単土地改良事業、設計等委託料5,500千円について

・事業内容は

- ・市単である根拠は
- ・地元負担金はあるのか
- ・国の直轄事業ではないのか



一般会計補正予算の歳出で農林水産業費の農地費、市単土地改良事業で、設計等委託料550万円の事業内容は何か、井和小地区の圃場整備事業により、鈴鹿川へ排水管が築堤内に入っている。市単で行う根拠は。

排水管の占有者は市であると地元負担金ではなく、工事費は市の費用になる。築堤が低いことから、周辺の住宅地への不安解消のため、築堤を構築するが河川管理者である国土交通省の直轄事業であると思うがどうか。



事業内容は、南鹿島地内の鈴鹿川左岸の堤防に市が占用許可を受け、埋設してある農業用排水管の工事に伴うものである。国土交通省において、築堤工事を行っており、この農業用排水管が築堤を行う際の基準に合致していないことから、改良のために測量と設計を行う。

費用負担は、国土交通省と協議を重ね要望をしてきたが、占有者である市の負担との回答を受け市単独費で行うものである。

今回の鈴鹿川の築堤工事は、従来から国土交通省へ市から要望をしてきており、危機管理の観点から早急な対応が必要であることから補正をしたものである。国の直轄事業と認識しており、今後も要請をしていきたい。

一般質問には17名の議員が質問を行いました。内容は次のとおりです。

(質問一覧中、太字の質問について、質問の要旨、答弁を掲載しています。)

亀山市の行政改革のあり方について

1 行政改革推進委員会の「補助金のあり方」の答申について



・答申を受け、亀山市はどのような対応を図るのか

- ◆ 質問した経緯について
- ◆ 「補助金交付要綱」を定めていない事業は未だにあるのか
- ◆ 「補助形態から事業委託への転換」を指摘されているが、市の考え方
- ・指摘を受けた16事業の内、(例題的に) 2事業を取り上げ、その「実態」、「答申」、「市の考え方」を検証したい



市は、行政改革推進委員会から補助金のあり方について答申を受けたが、質問をした経緯と、今回の答申をどう受け止めどう対応していくのか伺う。また答申によれば、今回実施した16補助事業のうち、明確な補助金交付基準に基づき交付しているのは3事業であったが、交付基準がない補助金はどのくらいあるのか。

また、答申のポイントの1つである補助形態から事業委託への転換をどう受けとめているのか伺う。



行政改革推進委員会への補助金のあり方の答申は、平成18年3月に策定した亀山市行政改革大綱に位置づけられている。それに基づき平成20年6月に補助金・負担金の適正化に関する基準を策定しており、市の財政状況が厳しさを増す中、持続可能な自治体経営を確立するためには、選択と集中が基本姿勢であるとの認識のもと、補助金について見直しを行ったものである。

答申を受けての改善は、22・23年度に補助金の内容を見直していきたいと考えているが、補助金を交付している団体については、行政ができない部分を補完をしていただいているという部分もあり、答申については最大限尊重しなければならないとは考えているが、補助団体の現状も踏まえながら、可能な限り見直していく。

補助金交付基準がないのは、128補助金の内、直近の確認で28事業であり、各部局に対し、早急に諸課題を解決して策定するよう要請している。

補助形態から事業委託への転換については、団体等と市のかかわりの度合いという観点から、公共領域をすみ分けし、補助形態や事業委託等の適正な協働形態を形成することが必要であると考えている。

服部 孝規《日本共産党議員団》

平成21年度亀山市社会福祉協議会決算書について



- 1 決算書によれば、約1億円もの「財政調整積立金」があるが、なぜ、これほどの積立金ができるのか
 - 2 専任のケアーマネージャーと常勤のヘルパーのうち、正規職員はどれだけいるのか
 - 3 今後、この1億円をどのように使うのか
 - 4 決算書によれば、福祉ボランティア基金が1億7千万円もあるが、なぜ、これほど多額の基金ができるのか
 - 5 この福祉ボランティア基金をどのように活用していくのか
- 亀山市社会福祉協議会、亀山市土地開発公社、亀山市地域社会振興会の顧問弁護士の報酬（それぞれ年間24万円）について
- 1 亀山市社会福祉協議会、亀山市土地開発公社、亀山市地域社会振興会の過去5年間の顧問弁護士への相談件数は何件か
 - 2 相談件数からすれば、定額ではなく相談件数に応じた報酬にすべきではないか

JRを利用して関から四日市方面へいく場合の亀山駅での長い待ち時間の改善について

- 1 現在の時刻表によれば、JRを利用して関から四日市方面へ行く場合、9時台から午後3時台までの間、亀山駅での待ち時間が50分ほどもあり、関から四日市へ行くだけで片道1時間半もかかる。公共交通の利用を促進するためには、JRにダイヤ改正を求めるべきではないか。

中村 嘉孝《新和会》



放課後対策事業（放課後子どもプラットフォーム）について

- 1 「文部科学省」放課後子ども教室推進事業（子ども教室）について
 - 2 「厚生労働省」放課後児童健全育成事業（学童保育）について
- 市内学童保育所の諸問題について
 - 条件整備（量的・質的な拡充と格差是正）について

地上デジタル放送移行について

- 1 市内の難視聴（受信障害）地域への対応について
- 2 地上デジタル放送移行に伴うテレビ買い替え時の不法投棄について

問 市は、学童保育所は民設民営を基本に考えているようであるが、民設民営については難しい問題がある。

民設民営の場合、施設の修繕等は保護者のみの負担で行わなければならない、今後は耐震工事も必要になってくる。また、借地・借家の賃貸契約を結んでいるのが現状で、この賃貸契約が継続できなかった場合は新しく場所を探さなければならぬ。こういう状況を市はどう考えているのか。また、通所児童が10人に満たない小規模な学童保育所の運営は難しいものがあるが、今後市単独の

問 亀山駅での長い待ち時間は、国鉄の分割民营化で、亀山駅を境に亀山から東はJR東海、西はJR西日本に会社が分かれ、時刻表の作成も別々につくっていることが原因ではないのか。公共交通機関の利用を促進するためには、JR東海とJR西日本に対して、ダイヤ改正を求めるべきではないのか。

答 平成21年3月のダイヤ改正直後、JR東海に改善の要望を、昨年度にはJR東海、JR西日本に対し、三重県と県内各市町で構成している三重県鉄道網整備促進期成同盟会を中心に沿線各団体とともに強く要望を行ったところである。特にJR東海への要望については、期成同盟会関西本線部会長として市長もJR東海本社を訪問し要望を行ったところである。柘植駅での草津線との接続時間の調整やダイヤ編成などの問題から、早急な改善は難しいが、亀山駅の乗り継ぎ時間短縮については、JR東海、JR西日本互いに調整しながら改善に向けて努力していくという回答もいただいている。

また、JRでは駅の待合室に意見箱を設置して利用者のご要望を把握していただいているようであるが、市としても各種行政懇談会、自治会要望、アンケートや実態調査等により利用者のニーズを把握して、利便性向上に引き続き要望していきたい。

補助は考えられないのか伺う。

答 民設民営の学童保育所の修繕経費は、現在の補助制度では補助の規定がないので、それぞれの学童保育所の財源の中で対応いただくことになる。耐震工事についても、今後それぞれの学童保育所運営委員会等と十分検討していきたい。

市には民設民営ということで、借地等による学童保育所があるが、これらについては、その設立に当たっては地域の皆さんの資源を活用いただくとともに、それぞれ熱意を持って設立されたところである。そのようなことも前提にし、修繕の問題や契約に関すること等今後それぞれの運営委員会と十分協議の場を持っていきたい。

また、運営に対する補助金については国や県の基準に基づき交付しており、10人未満の学童保育所については3年間の補助となっている。ぜひとも地域において入所児童数が増加するような取り組みもいただきたいと考えている。

また、平成19年に国において策定された放課後児童クラブガイドラインを参考に、各学童保育所の運営状況を確認し、その質の向上が図られるよう助言や支援をしていきたい。それにより施設間の格差といったものは是正にもつながると考えている。

宮崎 勝郎《緑風公明クラブ》

亀山市の雇用対策と中小企業、商店等の支援について

- 1 亀山市の雇用対策について、どのように考えているのか

- 2 雇用対策のために、当市の中小企業、商店等へどのように支援していくのか

安心して子育てのできる環境整備について

- 1 亀山市における保育サービスはこれでよいのか
- 2 幼児教育の無償化と小・中学校給食、副教材の無償化についての考えはどうなのか
- 3 奨学金の拡充と生活費を給付する「給付型奨学金」の創設はできないか

安心して暮らせるまちづくりについて

- 1 川には土砂が堆積し、山は荒れ放題であるが、大雨時における水防対策は十分か
- 2 当市の地震対策は、今後どう推進を図っていくのか
- 3 最近の防犯対策は現在の対策で万全か
- 4 亀山市の交通対策は万全か
- 5 行方不明者（はいかい）の対策は講じているのか
- 6 全国的に発生しているグループホームや遊技店等の火災予防対策について

亀山市の農林業政策の向上について

- 1 亀山市の農林業政策を今後どのように取り組んでいくのか
- 2 豊かな亀山の森林を守るための施策は今後どのようにするのか

亀山市の財源の確保について

- 1 亀山市の税収減に対し、どのように考えているのか



問 子育てがしやすい環境は整ってはきたが、待機児童は解消されていない。待機児童対策について伺う。また、幼児教育と小・中学校の給食、副教材の無償化と高校・大学生への給付型奨学金の創設の考えについて伺う。

答 経済状況の悪化等による社会不安の影響や核家族化の進行などにより、幼いうちから保育園に預ける人がふえており、今年4月1日現在で30名の待機児童がいる。現在の対策としては、定員に達していない保育所の案内、ファミリーサポートセンターの利用、民間の託児所を紹介したりしているが、他の対策についても今後十分検討ていきたい。

幼稚園教育は、義務教育ではなく、希望する児童が対象であること、また保育園児とのバランスからも、受益に対する負担は必要と考えている。

小・中学校の給食費無償化については、学校給食法に、保護者が負担すべき額として規定されていることから、食材費のみ保護者に負担をいただいている。

また副教材の無償化については、図工教材、問題集や資料集等は児童・生徒一人ひとりの作品や学習履歴となることから、受益者負担が妥当と考えている。

高校・大学生等を対象とした奨学金については、現在県内の16市町が給付型奨学金、あるいは貸与型奨学金制度がある。今後いろいろと研究しながら奨学金の創設について検討していきたい。

前田 耕一《市民クラブ》

公園施設の管理について

- 1 遊具の設置基準について
- 2 亀山市が設置・管理している遊具の種類及び数量について
- 3 安全管理に向けた遊具の管理計画について



校庭芝生化モデル事業について

- 1 工事内容の変更とその理由について
- 2 工事の現況と今後のスケジュールについて
- 3 工事終了後のグランド管理計画について

図書館への名誉市民コーナーの新設について

- 1 名誉市民『中村晋也コーナー』設置の経緯とその目的について
- 2 設置コーナーの充実に向けた今後の計画について

問 南小学校校庭のポット苗による芝生化からまき芝による芝生化に工法が変更になった理由は何か。9月の運動会は芝生の上で実施したいとのことであったが、工事の現況と今後のスケジュールについて伺う。

また、芝生は生き物である。移植後からの管理が大事になるが、だれがどのように管理をしていくのか。

答 芝苗の移植方法には、ポット苗の移植のほか、張り芝やまき芝工法などがある。当工事の設計を行う上で、改めて経費、施工手間、養生期間、維持管理面などから工法を比較検討した結果、まき芝工法を取り入れた。この工法は、低コストで施工も簡易であり、ポット苗に比べて養生期間もやや短く、芝の根が均等に行き渡るため、凹凸が出にくい特徴があり、今後の維持管理も含めて有効な工法であると判断し採用した。

工事の現況は、5月中旬から芝生に自動散水を行うためのスプリンクラーとコントローラーの設置工事を行った。その後、グラウンドの表土の攪拌及び施肥等を行い、芝の植えつけに適した土壤改良を行った。そして本日朝から芝苗を植えつける作業を行っている。この植えつけ作業が終了後、芝植生管理のための養生期間をとり、芝の育成状況を見ながら芝刈り、散水、施肥などを実施し、9月上旬から使用を開始する予定である。

今後の管理については、芝の育成状況を見ながら、他の事例や専門的な関係者等からの意見や提案をいただきなどして、小学校の校庭としての機能が維持できるレベルの管理を行っていきたいと考えている。

伊藤 彦太郎《ぽぶら》

幼保一元化について

- 1 現時点での市の考えは
- 2 幼稚園における預かり保育の拡充について
バス（西部Aルート）について

 - 1 増便の考えは
 - 2 市中心部（市役所、亀山駅）への乗り入れは出来ないのか



問 幼保一元化については、第1次総合計画前期基本計画に、亀山東幼稚園と第二愛護園の合築を進める、幼稚園・保育所の連携及び一体化については、特区申請も含め検討するとあった。しかし結果的には断念という形になり、今回、亀山東幼稚園のみの新築が行われることになった。幼保一元化について亀山市の現状と今後どのように検討し、どう実施計画に反映させていくつもりなのか伺う。

また、現在は関幼稚園でのみ午後2時から4時までの預かり保育が行われているが、これを6時までに拡大することや市内の幼稚園への拡充についてどう考えるか。

福沢 美由紀《日本共産党議員団》

国民健康保険について

- 1 平成22年度の地方税制改正に伴い、国民健康保険税を減額賦課する際、応益割合にかかわらず、7・5・2割軽減を可能とすることになったが、亀山市としてはどのように考えるのか
- 2 資格証明書の発行について



有害鳥獣対策について

- 1 鹿による被害の現状と対策について
- 2 猿による被害の現状と対策について

農家の後継者対策について

- 1 現状把握と現施策について
- 2 本年度から始まった戸別所得補償に関連し市ができることはないか

問 鹿と猿の生息数、被害の現状と、市が行っている対策について伺う。またサルどこネットの状況についても伺う。

有害鳥獣の勉強会に参加した時、獣害に強いまちづくりであるとか、作物を取られない畑、取られない田んぼの作り方を地域みんなで学習することによって成功している例がたくさんあるということであった。行政、農家が連携して今までとは

答 近年の経済状況の悪化に伴う社会不安や核家族化の進行などにより、幼いうちから保育園に預ける家庭がふえており、保育園の入園希望者は年々ふえ待機児童も出ている。

待機児童解消のためには、保育園の定員の拡大のほか、認定子ども園や幼保の一元化なども含めて協議をする必要があり、今年度、「保育所あり方検討委員会」を設置し、その中で検討していくたい。

その検討結果により、方向性を施策として具体化していくものと考えているが、その内容により、実施計画にどう反映していくのか、またタイミングはいつなのかということを、企画部とも十分詰めていきたいと考えている。

また、幼稚園の預かり保育は、保育サービスの全体的な考え方を整理した上で見直し作業が必要であり、保育所と幼稚園の一元化についての検討の場でさまざまな観点から十分な議論が必要であると考えている。また、国において、幼保一元化についての新たな動きも見られるので、動向にも注目していきたい。

違う新しい対策をぜひもとつていただきたい。

答 ニホンジカによる被害現状は、平成20年度で農作物被害は稲で面積128アール、被害金額28万4,000円。森林被害はスギ・ヒノキで面積500アール、被害金額1,500万円となっている。対策は、被害の未然防止対策としての防護さくの設置に対する補助と、銃器による捕獲で、猟友会亀山支部、関支部に委託をしている。

猿の被害現状は、平成20年度で農作物被害は稲で30アール、果樹で500アール、野菜で1万5,000アール、被害総額124万5,000円となっている。対策は、追い払い用の花火、猟友会への駆除委託、電波発信機の取りつけ、モンキードッグ、猿用のさくの補助などである。

サルどこネットは、市が委託している猿巡視員の方が収集した位置情報を携帯メーリングサービス、ホームページなどで公開するというもので、市内では130人の方に利用していただいている。猿の位置がいち早く把握できるということで、被害の軽減につながっていると考えている。

議員提案の方法等、今後もいろいろ研究し、被害減少に取り組んでいきたい。

岡本 公秀 《新和会》

選挙の投票率向上への施策について

- 1 7月の参院選、10月の市議選に向けての投票率向上への取り組みについて
- 2 低投票率の原因推定について。また投票所とポスター掲示場の配置の妥当性について
- 3 電子投票や郵便投票への取り組みについて
- 4 悪条件の投票所の再検討について

児童・児童の虐待防止について

- 1 幼児・児童の健康診断及び身体検査について
- 2 虐待の兆候が見られる場合の対応と児童相談所との連携について
- 3 刑事事件に発展した案件についての担当者の所見について

問 7月には参議院議員選挙、10月には市議会議員の選挙があるが、投票率向上のためにどのような方策を考えているのか。過去2回の選挙で同じ投票所が投票率が低かった原因は何と考えるか。現在の投票所、ポスター掲示場の場所は随時変更しているのか。

また、電子投票や郵便投票についてどう考えるか。道幅が狭い、駐車場が狭い、交通量が多い等物理的条件が悪い場合や、大きな団地がある場合など



どは、投票所を新設する等検討はしないのか。

答 選挙については、市広報、市ホームページ、ケーブルテレビの文字放送、懸垂幕等により啓発を行っている。また投票日の周知を図るために広報車により市内巡回もしている。

同じ投票所が過去2回投票率が低かったのは、比較的若年層の居住が多い地域であるのと、単身者が入居をされるマンションやアパートの増加によることが原因ではないかと考えている。

投票所はコミュニティーや山間地域などを考慮し31ヵ所、ポスター掲示場は、公職選挙法施行令により設置数が定められており、189ヵ所で、皆さんの目につく場所を中心に設置している。

電子投票は、開票時間の短縮、使用する紙の量の少量化というメリットがあり、機器類のリース代が高価格で、機器の故障の発生等のデメリットがある。国及び各自治体の動向を見ながら取り組んでいく。郵便投票は、公職選挙法により重度の障害があり、一定の基準を満たしている場合に行うことができ、現在市内で17人が登録されている。

投票所の新設や移設等は、地域の状況、団地への入居者の増加の推移を見ながら検討していきたい。

前田 稔《緑風公明クラブ》

亀山市歴史的風致維持向上計画について

- 1 計画の進捗状況について
- 2 亀山市景観条例との整合性について
- 3 東海道街道環境整備事業について
- 4 神社仏閣などの復元修復について

有害鳥獣対策について

- 1 被害状況について
- 2 獣害被害防止対策事業補助の内容について
- 3 他の有害鳥獣対策について

映画のロケ地誘致について

- 1 誘致活動の考え方について



なのか伺う。

答 歴史的風致維持向上計画の主な事業は、平成20年度は、関宿周辺環境整備事業として、足湯の整備、旧館家住宅保存整備事業、亀山公園及び周辺の歴史的環境整備事業の実施、21年度は、鈴鹿峠自然の家改修工事、旧亀山城多聞櫓保存整備事業として調査、設計を実施した。22年度は、加藤家屋敷保存整備事業として母屋の調査、多聞櫓の復元工事等を実施する予定である。

景観条例との整合については、亀山市歴史的風致維持向上計画の重点区域内は、旧東海道沿道や関宿周辺等の歴史的な資源や景観を有する区域となっており、この区域を亀山市景観計画においても重要な地域に位置づけたいと考えている。景観法の市の景観計画で位置づけ、歴史まちづくり法で支援を受け良好な景観形成を推進していきたい。東海道街道環境整備事業は、旧東海道の歴史的な趣のある箇所で路面の美装化や、案内標識、休憩施設の設置等を計画している。

また、歴史まちづくり法では歴史的風致形成建造物に指定されたものは、国の補助対象となり、民間所有の建造物でも指定は可能で、その場合の補助率は、国、市、民間それぞれ3分の1となっている。

問 歴史的風致維持向上計画の各事業の進捗状況について伺う。

今定例会に、亀山市景観条例が提案されているが、歴史的風致維持向上計画との関係は非常に深いものがあると思われる。その整合性と必要性について伺う。

また、平成25年から29年に予定されている東海道街道環境整備事業の内容について伺う。

さらに、重点区域内にある由緒ある神社、仏閣が復元や修復をする場合の補助と個人負担はどう

竹井 道男《市民クラブ》

- まちづくり基本条例の推進について
- 1 第3条、条例の位置づけについて
 - 2 第19条、推進義務について
 - 3 第20条、亀山市まちづくり基本条例推進委員会について
 - 4 市長の推進義務と市長の必要な措置との関連について



商工業振興室の設置と働く人や企業への対応について

- 1 商工業振興室の設置の目的について
- 2 労働雇用対策について
 - ・企業、労働者、行政三者での労働問題懇談会の活用について
- 3 企業への対応について
 - ・市内企業への対応について

問 本年4月の機構改革で環境産業部に設置された商工業振興室の目的を確認する。

次に、昨年3月の定例会で、企業、労働者、行政3者で作る労働問題懇談会を定期的に開催して情報交換を進めるべきではないかと質問したが、その後の開催状況はどうなったのか。

また、市内企業とはどのような情報交換の場を持っているのか、市長みずからが企業訪問されて意見交換等をされたことはあるのか伺う。

葛西 豊《ぽぶら》

副市長就任にあたっての想いと決意について



- 1 副市長就任後既に2カ月が経過したが、就任にあたっての亀山市への想いと決意を聞きたい
- 2 6月7日、開会前の就任の挨拶の中で、「亀山市のあるべき姿の追求を行う上で、自身の立ち位置などがおぼろげながら見えてきた」と言われたが、具体的にどのようなことなか
- 3 行財政改革に対する考え方について

交通危険箇所への対応について

- 1 急を要する交通危険箇所への対応はどのように考え、安心・安全を確保しているのか
- 2 交通事故に対する対応について（池の側死亡事故）

県道28号（亀山白山線）の改良について

- 1 市長は、県議会議員当時、県道28号（亀山白山線）の改良について、質問をされたことがあったのか
- 2 踏切の渋滞解消について

低所得者の方々に対する住宅の確保について

- 1 経済不況により雇用情勢が悪化している中、生活保護を受けられている方々、低所得者の方々への住宅対策について
- 2 例えば、市内のアパートと市営住宅とでは家賃に差異がある中、市営住宅並みの金額でアパートに入居ができないものか

答 本年4月の組織機構改革により、従前の産業観光振興室を分け、新たに設置した環境産業部に商工業振興室を設置した。観光部門を切り離し商工業部門に特化することによりさらなる企業誘致の推進と既存企業の育成強化を図ることが可能になる。また、環境産業部に商工業振興室を配置したことにより、環境に配慮した産業政策が一層推進できると考えている。

労働問題懇談会については、平成21年度に名称を新たに「亀山市働く環境づくり懇談会」として要綱も策定したが、年度内には委員の日程調整がつかず開催できなかった。本年夏ごろには開催したいと考えている。

市内の事業所との情報交換については企業訪問や定期的な電話での問い合わせ、雇用対策協議会、名阪亀山関工業団地企業協議会、亀山エコの森の活動の場などを通じて情報交換をしている。

市長みずからは、昨年4月と本年2月にシャープ天理工場及び大阪本社にて片山社長と面談し、また市内立地企業の幹部の皆さんの来庁の折には広範にわたる情報交換をさせていただいている。「きらりまちづくりトーク」や亀山商工会議所の工業部会等とも意見交換をさせていただいた。

問 副市長就任に当たっての思いと、行政改革とは市民サービス、スピード化、財源の確保だと思うが副市長の考えを聞きたい。

答 今の思いとしては、当市は財政運営が非常に難しい局面を迎えており、行財政構造の刷新を速やかに進めていかなければならないと認識している。37年間の県の職員としての知識や経験をもって、亀山市をさらに活性化させ、元気なまちにづくりに取り組んでいく役割があり、まず市の幹部職員と十分なコミュニケーションを図り、現状認識をきっちり確認し合い、課題を共有することが一番の出発点であると考えている。

また、限られた財源と今まで亀山市政が成果として蓄積したものを活用して、選択と集中を図つて市政運営を行っていくことも現在副市長としての役割もあると考えている。

行財政改革については、地域の市民活動団体の力と、行政が協働した事業に今まで以上に取り組んでいく、そういう方向性をさらに強めていくことと多様・複雑化する課題に迅速かつ的確に対処するため、部局の枠組みにとらわれない柔軟でコミュニケーションを重視したスピード感を持った職務執行体制をつくっていくのも一つの方向だと思う。また、行財政を刷新するために主要事業を見直して、大きな効果が期待できる事業を優先していくという調整も今後必要になるとを考えている。

大井 捷夫《新和会》

入札・契約制度の改革について

- 1 入札・契約制度改革プロジェクト・チームの提言を受けての対応について
- 2 一般競争入札(事後審査型)に対する対応について
- 3 入札・契約に関する要綱、指針、規程の見直しについて
- 4 郵便入札・電子入札への取り組みについて
- 5 入札制度の改革に伴う地域建設産業の育成について
- 6 情報公開の推進について

補助金の見直しについて

- 1 補助金のあり方についての行政改革推進委員会からの答申に対する対応について
 - 2 補助金の交付要綱等の制定、補助金の終期設定について
 - 3 イベントのあり方について
 - 4 補助金の事業成果、評価結果等の公表について
 - 5 公募型補助金の実績と今後の方向性について
- #### 商店街の活性化について
- 1 市民が楽しく利用できる商店街への再生について
 - 2 当事者(商店主)の盛り上げこそ第1と考えるがその取り組みについて
 - 3 市あげての“チエと汗”を集めた、プロジェクトチームをつくり、活性化への取り組みについて

問 プロジェクトチームの答申を受けての市長の所見を聞く。入札契約制度に関する要綱・



森 美和子《緑風公明クラブ》

「読み」が困難な児童の為の学習支援について(マルチメディア・ディジタル教科書)

- 1 「読み」が困難な児童の現状について
- 2 教員の認識について
- 3 今後の方向性について

子どものとぎれのない育ちの支援について

- 1 幼稚園や保育園に行くまでの親子支援について
- 2 保育アンケートから

市民サービスの充実について

- 1 公的窓口における情報基盤整備のその後について(SPコード)



問 マルチメディアディジタルを利用することにより、読み書きが困難と言われるディスレクシアの子どもたちに大きな効果があると言われている。読みが困難な児童の現状について伺う。

平成20年6月の教科書バリアフリー法の公布等によりディジタル版の教科書が作成できるようになった。今年からは文部科学省検定教科書もディジタル版教科書として活用できるようになったが、現場の教員は認識をしているのか。

また今後、このディジタル教科書を活用できるようなモデル校的な方法はとれないのか伺う。

指針等の整備と、情報公開は入札及び契約制度の改善に係る全施策共通の基本理念であるが取り組みについて伺う。

答

12月に入札契約制度改革のプロジェクトチームから新たな入札制度の導入を初めとして、業者格付制度の改革や指名基準の見直し、情報公開の促進などのさまざまな角度からの提言があった。これをしっかりと受けとめ、公平性、競争性、透明性を初め基本方針に基づきその具現化を進めていきたい。その第一歩として、5,000万円以上の工事に関して条件つきの一般競争入札の導入を行って、東幼稚園の工事入札を執行した。

今後も独自に研究を重ねながら、総合評価制度も含めた入札契約制度の精度を高めつつ、あるべき姿を具現化、整備をしていきたい。

今回の一般競争入札の導入に伴い、要領等の見直し等新たな発見もあった。それらの課題について、的確に判断しながら、ルールを速やかに定め、入札契約制度の見直しに向けてやっていくことが重要であるという認識を持って取り組んでいきたい。

情報公開については、今回の東幼稚園園舎改築工事は予定価格の事後公表を行った。入札結果情報は市のホームページに毎月2回、落札状況等を掲載している。予定価格の事前公表、設計価格の公表は行わないという考え方である。

答

読み書きに困難な児童の割合は、本市の抽出調査によると約1.2%と報告されている。本市においては、このような読み書きに困難がある子どもについては、小学1年生のひらがなを学習する時点で、各学校の低学年担当や特別支援教育コーディネーターが早期発見と適切な指導を行えるよう連携に努めている。

また、本市では福祉と教育の連携等が進められ、特別支援教育に対して研修を積んでいる教員が多いことから、ディジタル教科書に関する教員の認識度は他の市町に比べて高いものと思われる。

このような読みに困難のある子どもは、ディジタル教科書を使って学習すると大変効果があることは、既にアメリカで検証されており、日本においては、教科書バリアフリー法が平成20年6月に公布されたことから、発達障害やその他の障害のある児童及び生徒の使用する教科書の調査・研究を推進することが明示されており、これから国の動向に期待しているところである。

今後、使用が可能であることが明確になったらモデル的に導入することを検討したいと考えており、今後も、障害のある児童・生徒への適切な指導や支援に努めていきたい。

松上 孝《市民クラブ》

どうなっている三所三魚について

1 総合環境センターでの希少魚保護増殖について

2 里山公園「みちくさ」の特筆すべき魚類について

3 棕川における魚のへい死について

どうなっている戸別所得補償モデル対策について

1 自給率向上事業について(水田利活用自給力向上事業)

2 米のモデル事業について(米戸別所得補償モデル事業)

3 上記1、2の対策をセットで行うことについて



問 環境総合センターでの希少魚保護増殖の状況と、これをどのように活用されるのか伺う。また、現在だれがどのような形でこの希少魚を守っているのか併せて伺う。

次に平成22年6月4日、棕川と鈴鹿川の合流点で魚が大量に亡くなつた。これは市民の通報ということであるが、魚のへい死の原因、また魚たちを守る体制というものを尋ねる。

櫻井 清蔵《ぽぶら》

道路(国道・県道・市道)整備について

1 整備について行政としての取り組み、現況について

学校区について

1 亀山市就学等に関する規則について(教育委員会規則第16号)

・本市における学区(通学区域)の基本的な考え方について

・小中学校区の通学区域において児童、保護者の選択制を取り入れる考えはないか

◆ 現在の規則の利点は

◆ 選択制にした場合の欠点は

・現状を見ると通学路の安全性が十分確保されていないが把握状況を知りたい

◆ P T Aからの要望は

◆ 各小中学校の通学路の歩道の整備状況は



問 本市における学区(通学区域)の基本的な考え方、学区制の設定についての考え方を聞きたい。

また、他市においては、学校の選択制をやっている。県下においてはいなべ市、県外においては三次市がある。現在の亀山市就学等に関する規則の利点について、また選択制の場合の欠点について

答 環境センター内の水槽には現在カネヒラ、ヤリタナゴ、ドンコ、カワバタモロコなどが生息している。センター内で保護している魚は、市内の池で保護した個体を人工の水槽に保護し増殖しており、将来的には、里山公園に移して自然の中で増やし、最終的には市内全域にカワバタモロコなどを放して繁殖するという形を考えている。

また、地元の自治会、亀山市自然に親しむ会、東海タナゴ研究会、どんこネット川合、魚座の会、三重大学大学院の生物資源研究科などに協力いただきながら取り組んでいる。

6月4日に発生した魚類のへい死については、市民の方から通報をいただき、直ちに三重県と現地調査を行つた。水質の簡易テストを実施したが、有害物質は検出されず、ヒメダカでの生息確認のチェックも異常はなかった。また専門業者にも水質試験を依頼したが有害物質の検出はされなかつた。

また、さまざまな緊急事態に備え、緊急連絡網があり、休日や夜間の時間外でも、市役所へ連絡をいただければ、当直・日直により直ちに職員に連絡が入り、現場等へすぐに駆けつけるという形になっている。

て伺う。

答 通学区域に対する基本的な考え方は、平成12年から平成17年まで設置していた亀山市立小学校及び中学校における通学区域検討委員会での制度の弾力的運用にかかる検討内容を重要視している。

内容は、地域で子供を育てるスタンスを大切にする、小学校区のまとまりを大切にする、児童・生徒や保護者や地域の声を大切にすることなどが、観点であり、これらを踏まえた上で、配慮を要する個々の事例については、指定校変更基準の緩和措置で対応するというものである。

また亀山市就学等に関する規則の利点は、学校と地域が一体となった特色ある学校運営が可能のこと、地区子ども会単位での活動等を通して子供どおしや保護者どおしが身近な存在に感じられることなどがある。自由選択制の欠点としては、通学距離が長くなり、登下校時の児童・生徒の安全確保が難しくなることや学校と地域の連携が希薄になることなどである。

平成17年5月に通学区域制度の弾力的運用についての最終答申をいただいた時のアンケート調査結果により教育委員会が現在のままが良いと判断して学区制を採用している。

池田 依子 《緑風公明クラブ》

亀山市の「家族の時間づくり」について

- 1 課題と効果について
- 2 各部における休暇取得状況について
- 3 今後の取り組みのあり方について



三重県のドクターへリ導入時における亀山市の対応策について

- 1 進捗状況について
- 2 今後の連携体制について
- 3 離発着場の設定について

健康で自然の恵み豊かな環境の創造について

- 1 家庭でできる地球温暖化防止活動として、エコライフチェック15の実施期間を7月～12月末までの間にした根拠について
- 2 今年度から3年間の取り組みで求めるものは

問 平成19年6月の定例会において、ドクターへリ整備計画への働きかけについての質問に對して、三重県交通安全対策会議による第8次交通安全計画の中に、救急医療体制の整備としてドクターへリ事業の推進が掲げられているという答弁があった。その後3年になるが、ドクターへリの導入に向けての進捗状況はどうか。

また、亀山市としてドクターへリ導入後、消防

豊田 恵理 《いざれの会派にも属さない》

亀山市の集団検診について

- 1 現在の状況について
- 2 申込み窓口の混雑について



亀山市の教育現場について

- 1 新学習指導要領の完全移行に向けて
- 2 教育現場の環境について
- 3 個の学び支援事業について

多文化共生について

- 1 外国人の人たちの直接生活に関わる問題に、どう対処していくのかについて

問 23年度から完全実施される新学習指導要領は以前と何が変わったのか伺う。

この時期に多くのことに触れて学習することはとても大切なことであるが、これほど盛りだくさんの内容を教える教師やそれを学ぶ子ども、児童にとっては負担にならないのか、現場の教師はこれらの変化にどう対応しているのか。またこのような教育現場の状況をどう捉えているのか。

さらに個の学び事業とはどのようなものなのか伺う。

や病院等どのような連携体制が必要になってくるのか伺う。

答 県では平成20年9月から開催をしている三重県医療審議会救急医療部会ドクターへリ導入検討分科会において、三重県独自の県全域を対象としたドクターへリの導入を決めており、本年7月下旬ごろまでに、これまでの調査・検討結果に基づき、ヘリを配備する基地病院を選定する予定と聞いている。また、基地病院の候補である三重大附属病院と山田赤十字病院の新築工事が終わる平成23年度末でのドクターへリ導入に向け、出動基準などの具体的な運用方法についても順次検討していく予定であるとも聞いている。

ドクターへリの具体的な運用方法は、基地病院選定後、基地病院を中心として設置される運行等調整委員会において調整を図っていく予定であるとのことである。

また、導入に当たっての当市の連携体制は、地域医療体制に関わることであるので、健康福祉部が窓口となり亀山市地域医療推進会議やその補助機関である地域医療推進ネットワーク会議等も活用し、府内での調整を図っていきたい。

答 学習指導要領の改訂のポイントは、小学校を例にした場合、国語、社会、算数、理科、体育の授業時数が約10%増加し、週当たりの授業時間数が1年生、2年生で2時間、小学3年生から6年生までは1時間の増加になる。主な改善事項として言語活動の充実、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、小学校に外国語教育の導入となっている。

今回の改訂は、学校が本来の力を發揮できるよう、子どもと向き合う時間を確保するための教育条件の整備である教職員定数の改善や、弾力的な教育課程の編成など、学習指導要領にさまざまな配慮が取り入れてあると思っている。

また、ICT活用事業により、ICTのテレビ等の導入や、小・中学校の教師の研修会の実施等、教育行政の立場からその環境整備をしている。

個の学び支援事業は、亀山市学校教育ビジョンの基本目標すべての子どもの学びを支え、心をはぐくむ教育の具現化に向けた施策の一つで、具体的には子供の障害に応じて特別支援学級に介助員を、通常学級対応に学習生活相談員を配置し、細やかな支援で子供の学校生活や学習を支えている。

亀山市議会基本条例を制定しました。

平成20年3月定例会において議会のあり方等検討特別委員会が設置され、その具体的な目的を「議会基本条例」の制定として、特別委員会を24回、正副委員長と各会派1名で構成する理事懇談会を11回開催し議論を重ねてまいりました。そして今6月定例会に議員提出議案として提案し、全会一致で可決されました。

市長と議員がともに選挙で選ばれ市民の負託を負う二元代表制の下、議員で構成する議会は議事機関として、市長は執行機関として、それぞれその特性を活かしながら競い合い、協力し合いながら、亀山市の活力ある発展及び市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課せられています。

地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会はこれまで以上に市民の声を把握し、信頼される議会運営に取り組んでいかなければなりません。このため、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、開かれた議会、常に改革を推進する議会を実現するため本条例を制定いたしました。

また、本条例作成にあたりましては、市民の皆さんにご意見をお伺いするとともにご理解をいただきため、パブリックコメントの実施や説明会の開催をいたしてまいりました。

パブリックコメントにつきましては、3人の方から31件のご意見をいただき、その一部を本条例に反映させていただきました。ありがとうございました。

亀山市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 議会運営及び議員活動の原則（第4条—第7条）

第3章 市民と議会の関係（第8条）

第4章 議会と市長の関係（第9条—第13条）

第5章 議員間の自由討議（第14条）

第6章 政務調査費（第15条）

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第16条—第18条）

第8章 議会の改革及び体制の整備（第19条—第21条）

第9章 最高規範性及び見直し手続（第22条、第23条）

第10章 雜則（第24条）

附則

選挙で選ばれた議員により構成される亀山市議会（以下「議会」という。）は、同じく選挙で選ばれた市長とともに亀山市の代表機関を構成する。

日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。

議会には、市長との緊張関係を保ち、市の政策決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行うとともに、政策形成機能についても更なる充実を図ることが求められている。

議会と市長には、亀山市として最良の意思決定を導くことで、その活力ある発展及び市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課せられている。

地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、

議会には、これまで以上にその持てる権能と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。

議会は、市民のための議会であることが、市民からの負託の原点である。そのためには、対話を通じ市民の声を把握しながら、亀山市の事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を、自由かつ達な討議をとおして明らかにし、公開する等信頼される議会の運営に取り組まなければならない。

以上のような使命を達成するため、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに「亀山市議会基本条例」を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第2条 議会は、前条の目的にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価を行うこと。
- (2) 議案の審議又は審査のほか、政策の立案及び提言に取り組むこと。
- (3) 積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (4) 新しい地方自治の進展に的確に対応するため、議会改革を推進すること。

(定義)

第3条 この条例において「市民」とは、市内に在住、在勤、又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

第2章 議会運営及び議員活動の原則

(議会運営の原則)

- 第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。
- 2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。
- 3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。
- 4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。
- 5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。
- 7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。

(議員の役割、責務等)

第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。

- 2 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。
- 3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。
- 4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努めるものとする。

(議員研修の充実及び強化)

第7条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図るものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実及び強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民の参画)

第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならぬ。

- 2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。
- 3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2に規定する専門的知識を活用し、委員会においては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になれるよう情報の提供に努めるものとする。
- 5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。

第4章 議会と市長の関係

(議会及び議員と市長等との関係)

第9条 議会の本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。

- 2 議長から、議会の本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

(市長の提案説明)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較及び検討
- (4) 市民参画の実施の有無とその内容
- (5) 亀山市総合計画との整合性
- (6) 財源措置

(7) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

(議会の議決事件)

第11条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定、変更（軽微なものは除く。）及び廃止をしようとするときとする。

(行政の監視及び評価)

第12条 議会は、市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及びその評価を明らかにする責務を有する。

(政策の形成及び提言)

第13条 議会は、条例の制定、議案の修正及び決議等を通じて、市長その他の執行機関に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

第5章 議員間の自由討議

(議員間の自由討議)

第14条 議員は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、積極的に議員相互間の自由討議に努めるものとする。

第6章 政務調査費

(政務調査費の執行及び公開)

第15条 会派（亀山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年亀山市条例第5号。以下この条において「条例」という。）第2条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。）は、政策の立案及び提言を行うため、同条例による政務調査費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。

- 2 会派は、政務調査費の執行に当たっては、条例を遵守しなければならない。
- 3 政務調査費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第16条 議員は、市民の厳肅な信託を受けたことを自覚し、市民全体の代表者として常に良心と倫理性をもって努めなければならない。

(議員の定数)

第17条 議員の定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

- 2 議員の定数は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮するとともに、類似自治体の議員の定数と比較及び検討して定めるものとする。

(議員報酬)

第18条 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第37号）で定める議員報酬の改正を提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点、他市との比較、市政の現状及び将来の展望を十分考慮し、専門的知見等を十分に活用し、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。

第8章 議会の改革及び体制の整備

(議会改革推進会議)

第19条 議会は、継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置く。

(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第21条 議会は、議員の調査及び研究並びに政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第9章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

(条例の検証及び見直し手続)

第23条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

第10章 雜則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成22年8月20日から施行する。



議会説明会

亀山市議会議員政治倫理条例を制定しました。

本条例は、委員9名で構成する政治倫理委員会を4回開催し議論を重ねてまいりました。そして今6月定例会に議員提出議案として提案し、全会一致で可決されました。

議員は、市民全体の代表者として高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感をもち、市民全体の代表者として更なる倫理意識の向上及び確立に努め、もって健全で民主的な市政の発展に寄与することを目的として本条例を制定いたしました。

亀山市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、亀山市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の倫理意識の向上及び確立に努め、もって健全で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、自らの行動を厳しく律するとともに、良心と責任感をもって品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的な批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を明確にする義務を負うものとする。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）その他公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。

- (1) その品位と名誉を損なう行為により、議会に対する信頼を損なわないこと。
- (2) その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を図らないこと。
- (3) 市（市が出資している公益法人等を含む。）が締結する請負契約その他の契約、許認可等に関して、特定の企業、団体又は個人のために有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 公正を疑われるような金品の授受を行わないこと。
- (5) 企業、団体等から、政治的又は道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないと。その後援団体についても、同様とする。
- (6) 市職員の公正な職務執行を妨げないよう、その権限又は地位による影響力を不正に行使しないこと。
- (7) 市職員の採用、昇格又は人事異動に関し、推薦又は紹介をしないこと。
- (8) 別に定める議員政治倫理指針を尊重すること。

(審査の請求手続)

第4条 議員について、前条に規定する政治倫理基準に違反している疑いがあると認めるときは、議員定数の3分の1以上の議員の連署をもって、違反の事実を証する書面を添えて、議長に対し審査の請求をすることができる。

(事前調査)

第5条 議長は、前条の規定により審査の請求がなされたときは、あらかじめ当該請求の内容を調査するものとする。

(亀山市議会議員政治倫理審査委員会)

第6条 審査の請求をされた案件を審査するため、亀山市議会議員政治倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 議長は、事前調査の結果、審査を必要とする場合は、速やかに委員会に付託しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営については、規則で定める。

(議長への報告)

第7条 委員会は、審査の結果について議長に報告するものとする。

(審査の結果の通知及び公表)

第8条 議長は、委員会から審査の結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して、審査の結果を通知しなければならない。

2 議長は、次条第1項に規定する意見書の提出の有無を確認のうえ、審査の結果を公表しなければならない。

(意見書の提出及び公表)

第9条 審査の請求をされた議員は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果を公表するに当たり、意見書の概要を併せて公表するものとする。

(違反に対する措置)

第10条 議長は、第7条の規定により委員会から報告を受けた事項について、第3条に規定する政治倫理基準に違反する事実があると認められたときは、委員会が必要と認める措置を講ずることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



公営企業経営問題特別委員会の最終報告及び答申

平成20年3月定例会において、議長から諮問を受けた公営企業の健全な経営のあり方について、調査・研究のため「公営企業経営問題特別委員会」を設置し、国民宿舎「関ロッジ」及び亀山市立医療センターの経営問題について、これまでに、20回の委員会を開催し、協議・検討を重ね、今般、当特別委員会として次のとおり意見を取りまとめ6月定例会で報告し、議長に答申書を提出しました。

国民宿舎「関ロッジ」

国民宿舎「関ロッジ」については、施設の老朽化に加え、利用者ニーズに合わない面も数多く見受けられ、それらが原因と推測される中で、経営面においても益々厳しい状況になってきています。

国民宿舎は、昭和30年代から全国各地に設置されましたが、その後、社会の変化とともに大きく変わり、全国的に減少傾向となり、経営形態において多くの国民宿舎が指定管理者制度を導入しています。

こうした状況を踏まえ、国民宿舎「関ロッジ」の地域社会における役割、事業目的などさまざまな視点から、事業の必要性、経営形態及び経営方法などについて検討を行った結果、国民宿舎「関ロッジ」は、地域振興、観光振興及び福利厚生としての役割の他に、市民の交流する場としても必要な施設であり「存続する必要がある」と全会一致したところあります。

よって、亀山市にとって、多くの役割があることから国民宿舎「関ロッジ」の今後の改善策として、次のとおり提言いたします。

1. 利用者ニーズに合った施設とすべく「宿泊機能」、「交流機能」、「会議及び研修機能」を確保すること。
2. 施設の建替え、または改築については、採算性を考慮して、専門的知識を有する民間事業者などを含めた上で検討し、早期に実施すること。
3. 経営形態については、指定管理者制度を視野に入れ、公設公営から公設民営化に向けて検討すること。

亀山市立医療センター

亀山市立医療センターについては、平成2年に内科・外科・整形外科・眼科の4診療科目、病床数100床を基本に開設され、地域医療の中核施設として、また不採算性医療部門の担い手として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしてきました。

しかし、全国的に地域における病院の医師不足が深刻な問題となる中、医療センターも例外ではなく、診療体制の一部制限を余儀なくされ、救急患者の受け入れが困難となるなど、従来の診療内容を維持することができず、入院・外来患者数、病床利用率が激減したことから、医業収益は大幅に落ち込んでいます。

こうした状況を踏まえ、亀山市立医療センターの地域社会における役割や、医療機関としての必要性など、さまざまな視点から、経営形態及び病院事業の運営方法など、亀山市立医療センターの経営問題について検討を行った結果、亀山市立医療センターは、市民が安心して暮らせるための唯一の公立病院であり、「必要な医療機関である」と全会一致したところあります。

よって、亀山市にとって、重要な医療確保の観点から、亀山市立医療センターの今後の改善策として、次のとおり提言いたします。

1. 医療関係職員に対する職場環境の充実を図るとともに、十分な待遇措置等を講じ、地域医療の中核施設として、最優先課題である医師及び看護師の確保に最大限の努力を払い、早急に医療体制を整え、従来の100床運用の再開に向けた取り組みを進めること。
2. 赤字補填分としての一般会計からの繰り入れ2億円以内については、現状の経営状況からはやむを得ないものの、更なる経費の節減、職員の経営意識改革及び新たな収益確保に努め、一般会計からの繰り入れのない目標を立て、経営に取り組むこと。
3. 救急医療の確保の観点から、可能な限り救急患者の受け入れに努めるとともに、亀山医師会及び近隣の2次、3次救急病院と更なる連携強化を図り、市域全体の地域医療体制を確立すること。
4. 地域医療政策の充実と医療環境の整備を図るため、市長部局において地域医療全般を担う専属部署を創設すること。



水野議長に答申書を渡す葛西委員長

常任委員会等行政視察報告

各常任委員会、議会運営委員会は先進地の行政視察を行いました。下記のとおり報告します。

総務常任委員会（平成22年4月22日～23日）

◆視察先 千葉県我孫子市

◆視察内容

◎住民参加型市場公募債の発行について

地方分権が進む中、地方自治体の資金調達手法の多様化、更には住民の行政への参加意識の高揚を図ることを目的として、住民参加型市場公募地方債が発行されるようになった。

今回視察した我孫子市では、古利根沼の保全のための古利根沼用地取得事業、学校の耐震補強などの小・中学校校舎大規模改造事業の2事業について公募債を発行し、公募債としては異例の国債より低い利率の設定にも関わらず、応募者が多数あり、2事業とも抽選となった。

住民参加型市場公募債については、本市においても財源調達のリスク分散、市政参加意識の向上の観点から、市長のマニフェストに掲げられており、今後、事業手法の研究、公募債の対象事業にふさわしい事業の検討を行う必要がある。

◎補助金制度改革について

我孫子市では、平成9年度から新たな補助金制度の検討を開始し、平成11年度までの市単独の補助金をすべて白紙に戻し、平成12年度から新たな制度をスタートさせた。

新しい補助金制度の特徴としては、一つ目に既得権の廃止ということで、交付期間の期限を設け、二つ目に、それまでの補助金を「国・県の上位制度」、「施策的」、「公募」の3つに再区分した。三つ目に、第三者機関として市民5名で構成する補助金等検討委員会を設置し、市単独の補助金である「施策的」、「公募」を補助金等検討委員会の審査対象とした。審査基準としては、「時代度」「実現目的達成可能度」「創造性（独創性）」「我孫子らしさ」の4点である。

このように、3年ごとにすべての補助金を白紙に戻し、市民の視点で見直すことや、団体の自立に向けた新たな取り組みを行うことで、市民活動全体が活性化し、市民主体のまちづくりを進めていく大きな力になると考える。

◆視察先 神奈川県横須賀市

◆視察内容 入札制度改革について

横須賀市では平成10年から入札制度改革に取り

組んでおり、大きく3つのステップを踏んでステップアップしてきている。

第1ステップ（平成10年～）としては、指名競争入札から一般競争入札への全面転換、郵便入札の導入、第2ステップ（平成13年～）としては、全国に先駆けて電子入札制度を導入、第3ステップ（平成15年～）としては、競争と品質の両立に向け、平均型最低制限価格の導入、さらに工事成績点数を入札参加条件に導入された。

また、平成20年秋からの経済不況により、市内事業者に対する緊急対策として最低制限価格の算定方法等の運用の一部見直しをされ、現在第4ステップとして、地域経済の活性化に向けた入札制度の構築の推進に取り組まれている。

本市においても、昨年入札・契約制度改革プロジェクト・チームを設置し、そこからの提言を受けて、入札制度改革に着手し、本年度から条件付き一般競争入札（事後審査型）を導入したところであるが、今後も引き続き入札制度改革に取り組む必要がある。



我孫子市役所にて



横須賀市役所にて

教育民生常任委員会（平成22年4月26日～28日）

◆視察先 長野県佐久市

◆視察内容 高齢者支援について

「健康長寿都市宣言」を行い、「健康長寿のまち」として名高い佐久市は、元々、脳卒中死亡率が全国一高く、これを克服するために、医療との連携による保険事業と共に「減塩運動」「一部屋温室づくり運動」「食生活改善運動」等の予防医療に取り組んだのが、今日に至るきっかけであった。高齢者支援メニューは85事業もあり、自治会ごとに設けられている公会場で行われている「健康長寿体操」などは高齢者の健康づくりに大きく寄与している。

行政だけでなく、警察や消防、交通機関や地域といったあらゆる組織との連携が重要であり、行政はそのコーディネートをいかに行うかが重要であると強く感じられた。

◆視察先 群馬県高崎市

◆視察内容 学校給食について

自校方式55施設、センター方式6施設で完全給食を実施している高崎市では、全ての施設に栄養士を配置し、それぞれの学校が掲げる教育目標や給食目標の具現化を目指した特色のある学校給食を実施している。食肉業者との連携による加工肉食品からの発色料の排除や高崎の大豆、小麦を使ったしょうゆの開発が行われるなど、能動的に給食に取り組む姿が印象的であり、地域や市全体を巻き込んだ食の町づくりにつなげている姿は、参考にすべきものと思われた。

◆視察先 群馬県高崎市

◆視察内容 コミュニティスクールについて

高崎市立北小学校では、平成18年度より文部科学省から「コミュニティスクール」の指定を受け、取り組みが開始された。このコミュニティスクールの運営主体となる学校運営協議会は、本市のコミュニティとは異なり、地区の区長会会长が会長、公民館長が副会長、ほとんどの役員がPTA会員で構成。

校庭の中心に存在する楓にちなんで「えのきコミュニティ」と名付けられたコミュニティは、学習支援部会、安全部会、図書・お話部会、情報発信部会、食と健康部会、豊かな体験部会の6部会から成り、地域との連携や市民団体との連携、学

校活動の活発化や、実際に子供の学力の向上も見られ、地域活性化と子供の教育面の双方に大きく寄与することへの期待が感じられた。

◆視察先 長野県中野市

◆視察内容 くらしと文化部について

機構改革により、本年度より本市でスタートする「文化部」。法改正により、文化財に関するもの以外の文化に関する事務や、学校体育以外のスポーツ事務を市長部局で行えるようになったことによるものであるが、中野市では平成19年度より事務移管が行われ、平成21年度からは「くらしと文化部」という部で一元化されている。まだまだ暗中模索の状態が続いている様子であったが、教育部門では難しかった試みも可能になることも期待され、その辺を臆することなく実践していくことが重要であると思われた。また、「文化スポーツ部門の充実」ということと同時に「教育部門の強化」という側面も忘れてはならないということを再認識させられた。



佐久市役所にて



高崎市役所にて

産業建設委員会（平成22年4月22日～23日）

◆視察先 長野県茅野市

◆視察内容 地下水源の保全について

茅野市では、地下水源の保全のために条例で規制や監視を行い、保全を図っている。

茅野市が地下水源の保全に取り組んだ背景には、高度経済成長期の昭和30年代後半から交通網の発達などにより、大都市との距離が縮まり、レクリエーション場や避暑地として大企業による開発が進展、別荘団地やスキー場、ゴルフ場など多くの開発により自然破壊や水質汚染、水資源の枯渇等の将来的な課題への対応が求められ、地下水、湧水の保全対策に踏み出したとのことであった。

保全対策の内容としては、規制的措置として茅野市生活環境保全条例を制定し、①井戸掘削の許可制、②指定湧水地周辺の開発禁止、③合併浄化槽の設置義務づけを行い、監視的措置としては、茅野市地下水源利用の適正化に関する要綱を定め、揚水量（地下水などのくみ上げ量）の報告義務を定めている。

また、地下水の規制に関わっては、「公水論」と「私水論」があり、公水論は地下水を公共財的性格が強い（地下水は流動し、私有地に滞留していない一水循環の一翼を担っている）とする立場で、地下水を公水とする判例も出ている。一方、私水論は民法上、土地の所有はその上下に及ぶとされていることから地下水も私有財産だという考え方である。

今後、亀山市が取り組むとした場合、どんな点に注意が必要かという問い合わせに茅野市では、吐出口の断面積が6平方cm以上のもの用いて、地下水の揚水をする場合、許可が必要となるが、最近はポンプの性能が良くなっているため、断面積ではなく「揚水量での許可」にすべきであるという助言をいただいた。

視察で学んだことは、地域によって水資源の現状が異なるため、亀山市の現状に合った、また、現在の自然、社会状況にあった亀山型の「地下水源の保全」を考えなければならぬと感じた。

◆視察先 長野県飯田市

◆視察内容 上久堅地区のまちづくりについて

長野県飯田市を訪れ、上久堅地区のまちづくりと鳥獣被害防護柵を視察した。

飯田市は、平成19年4月に発足した「地域自治組織」があり、これまで「縦割り」行政として縦の系列で公民館活動や地区自治会活動などがそれぞれに行われたのを改め地域自治振興センターを拠点に、地域協議会がつくられ、公民館も地区自治会活動も地域協議会のもとに位置づけられ、まちづくり委員会に含まれて一体となって活動している。

その中の1つである上久堅地区を訪れ、地域づくり活動と鳥獣被害防護柵を、また、「小野子クラインガルテン」という都会に住む人たちが野菜や花などの農作物をつくる休憩小屋つきの市民農園も視察した。

この上久堅地区は、標高736mのところにある人口1,559人、世帯数535の集落で、高齢化率は38%と高い地域で、こうした地域が市の自治振興センターへの支援策としての公民館主事1名、保健師1～2名の配置を活用し、さらにパワーアップ地域交付金（上久堅地区分）256万円も活用しながら地域活動を展開している。

市の人と財政の支援を受けることで地域づくりが活発に行われており、また、この地域の悩みであった鹿とイノシシによる鳥獣被害に対して、地域全域に防護柵を張り巡らすことで解決したということや、全体として市が人や財政の支援することで高齢化が進む地域でも地域づくりや鳥獣対策ができることがわかり、大変参考になった。



上久堅地区地域自治振興センターにて



鳥獣被害防止柵の見学

議会運営委員会（平成22年5月18日～19日）

◆視察先 長野県飯田市

◆視察内容 議会改革について

自治基本条例の制定に向けた取り組みは2002年から始まった。その背景には「地方分権一括法」が施行され、地方議会の改革の必要性や議会の役割が大きくなる事や、ニセコのまちづくり条例や他市への視察により、改めて自治基本条例の必要性を確認したとのことであった。

しかし自治基本条例の性質上、市民・行政・議会という位置づけになり、突っ込んだ議会改革の条例になりにくいのではないか、たとえば議員定数、政務調査費、会派等の位置づけを条例に明確化する事が重要ではないのかと感じられた。亀山市のまちづくり基本条例と亀山市議会基本条例が今後実のあるものになっていった時に最高規範として自治基本条例の制定が必要になってくるのではないかと感じた。

また行政評価においては、6月議会終了後、7月に施策・事務事業の成果説明会を開催、常任委員会で集中協議を行い、9月に各常任委員会で決算して本会議で決算認定をする。同時に「評価結果提言書」を市長に提出し、次年度の予算に活かしてもらう方法は、今後亀山市議会として、スケジュールや評価対象は検討を要すると思うが大いに参考すべき課題である。

◆視察先 長野県松本市

◆視察内容 議会改革について

地方分権社会において、地域の自立的なまちづくりの決定を担う市議会の役割の重要性、市政に携わる議会の期待が高まる中、議会と議員の行動計画指針等を明確にする必要性から議会基本条例制定の機運が醸成され、平成21年4月、議会基本条例が施行された。

議会基本条例の定着を図っていく目的で、施策推進組織として 三つの部会と進行管理部会を設置。

主な取り組みとして、移動委員会の活用、委員会レポート、各種団体との意見交換会などを実施している。

「三部会」は、法令に基づかない任意の部会であり、「進行管理部会」は、進行管理の結果報告を議会運営委員会に諮り、協議決定するというこ

とであり、議会運営委員会とも常任委員会とも違う。

議員が責任を持ち、条例に基づいた運用をしていく為の仕組みづくりとの説明であったが、この推進体制のイメージで運用できるのか、疑問の残るところである。

しかし、亀山市議会として今後、常任委員会としてのテーマを決め、研究方法の検討や提案の素案策定などを進めていく上では、大いに参考にすべきであると感じた。



飯田市議会にて



松本市議会にて

請願の結果（6月議会で審査）

件名	請願者	紹介議員	結果
C E F 亀山ウインドファーム事業の中止を求める請願書	亀山市両尾町1908-5 亀山の風力発電を考える会 野登地区 小林重徳 他3名	櫻井清蔵 松上孝 小坂直親 中村嘉孝 福沢美由紀	採択
子宮頸がん予防ワクチン助成に関する意見書の提出を求める請願	亀山市田村町296-1 竹内 澄子	森淳之祐 櫻井清蔵 竹井道男 服部孝規 中村嘉孝	採択

全国・東海議長会から表彰

4月22日静岡県で開催された東海市議会議長会、5月26日に東京都で開催された全国市議会議長会において、下記の議員が議員在職15年以上の表彰を受けました。



左から 竹井道男 大井捷夫 水野雪男 池田依子

市議会では、今年度から定例会の本会議の開会日から閉会日までをケーブルテレビでの中継及び録画放送と、インターネットでの録画配信を行っています。
インターネット録画配信は亀山市議会ホームページからご覧下さい。